

港区受注者等提出書類処理基準

制定 昭和62年4月

(目的)

第1条 この基準は、港区工事施行規程（昭和59年港区訓令甲第21号）第18条（第30条の規定により準用される場合を含む）の規定に基づき、受注者等から提出される書類（以下「書類」という。）の様式及び処理方法を定めることにより、工事の円滑かつ適正な施行を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この基準は、港区が施行する土木工事の請負及び設計等の委託に係る書類の処理に適用する。

(書類の名称及び様式)

第3条 書類の名称及び様式は、別表1のとおりとする。

(処理方法)

第4条 監督員は、受領した書類の内容を調査のうえ、所要の手続きをとるものとする。

2 書類の提出部数、記入上の注意その他必要な事項は、別表2のとおりとする。

(様式に定めのないもの)

第5条 別表1に定めがない書類の提出及び処理方法については、原則として工事主管課長の指示によるものとする。その取扱いは第4条に準ずる。

付 則

この基準は、昭和62年4月1日から施行する。

付 則

この基準は、平成元年4月1日から施行する。

付 則

この基準は、平成15年4月1日から施行する。

付 則

この基準は、平成20年4月1日から施行する。

付 則

この基準は、平成23年4月1日から施行する。

付 則

この基準は、平成25年7月1日から施行する。

付 則

この基準は、平成27年11月1日から施行する。